

少額短期保険業者向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－3－2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(2) 情報提供義務に係る体制整備関係</p> <p>⑨ 少額短期保険募集人が顧客に対して明らかにする氏名に係る態勢整備関係</p> <p>法第 294 条第 3 項及び規則第 227 条の 2 第 8 項第 1 号に規定する少額短期保険募集人が顧客に対して明らかにする氏名について、<u>旧姓</u>を使用する場合は、保険業者において、少額短期保険募集人として登録・届出を行っている氏名と顧客に対して明らかにする氏名を適切に管理する態勢を整備した上で、<u>旧姓</u>を使用することができる。</p> <p>Ⅲ－1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅲ－1－9 少額短期保険業者等が提出する申請書等における記載上の留意点</p> <p>少額短期保険業者又は少額短期保険持株会社が提出する申請書等において、役員等又は保険計理人の氏名を記載する際には、<u>婚姻により氏を改めた者</u>においては、<u>婚姻前の氏名</u>を括弧書で併せて記載することができることに留意する。</p> <p>なお、<u>別紙様式集各様式における役員等の氏名の記載欄について、既に婚姻前の氏名を併記した別の書類を提出している場合は、当該書類以外の様式を含め、婚姻前の氏名のみを記載することができることに留意する。</u></p>	<p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－3－2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(2) 情報提供義務に係る体制整備関係</p> <p>⑨ 少額短期保険募集人が顧客に対して明らかにする氏名に係る態勢整備関係</p> <p>法第 294 条第 3 項及び規則第 227 条の 2 第 8 項第 1 号に規定する少額短期保険募集人が顧客に対して明らかにする氏名について、<u>旧氏（保険業法施行規則第 214 条第 1 項第 4 号に規定する「旧氏」をいう。以下同じ。）</u>を使用する場合は、保険業者において、少額短期保険募集人として登録・届出を行っている氏名と顧客に対して明らかにする氏名を適切に管理する態勢を整備した上で、<u>旧氏</u>を使用することができる。</p> <p>Ⅲ－1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅲ－1－9 少額短期保険業者等が提出する申請書等における記載上の留意点</p> <p>少額短期保険業者、少額短期保険持株会社又は少額短期保険募集人が提出する申請書等において、役員等又は保険計理人の氏名を記載する際には、氏を改めた者においては、<u>旧氏及び名</u>を括弧書で併せて記載することができることに留意する。</p> <p>なお、<u>登録申請書等又は登録事項変更届出書等に、既に旧氏及び名を併せて記載して提出している場合には、当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、当該書類以外の様式を含め、当該旧氏及び名のみを記載することができることに留意する。</u></p>

少額短期保険業者向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p>Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－２－１ 登録</p> <p>(1) 登録審査等</p> <p>② 登録申請書の添付書類のうち、規則第 211 条の 3 第 4 号の取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書については、住民票の抄本（住所、氏名、生年月日及び本籍地が記載されたものとする。以下、Ⅲ－２－７ 少額短期保険持株会社・少額短期保険主要株主の取扱いについても同様とする。）を併せて提出するよう求めるものとする。</p> <p>また、法第 272 条の 7 及び規則第 211 条の 20 第 1 項に規定する変更の届出のうち、取締役、執行役、会計参与及び監査役の変更についても、登録事項変更届出書の参考資料として履歴書（住民票の抄本（記載内容は上記と同様とする。）が添付されたもの。）及び規則第 211 条の 3 第 5 号の誓約書を提出するよう求めるものとする。</p> <p>ただし常務に従事する取締役又は監査役の変更については、規則第 211 条の 55 第 1 項に規定する役員選退任届が提出される際に、同条第 2 項に規定する参考資料として履歴書（住民票の抄本（記載内容は上記と同様とする。）が添付されたもの。）及び誓約書の提出を求めることとし、就任後に提出される登録事項変更届出書には履歴書及び誓約書の添付を求めないこととする。</p>	<p>Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－２－１ 登録</p> <p>(1) 登録審査等</p> <p>② 登録申請書の添付書類のうち、規則第 211 条の 3 第 4 号の取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書については、住民票の抄本（住所、氏名、生年月日及び本籍地が記載されたものとする。以下、Ⅲ－２－７ 少額短期保険持株会社・少額短期保険主要株主の取扱いについても同様とする。）を併せて提出するよう求めるものとする。</p> <p>また、法第 272 条の 7 及び規則第 211 条の 20 第 1 項に規定する変更の届出のうち、取締役、執行役、会計参与及び監査役の変更についても、登録事項変更届出書の参考資料として履歴書（住民票の抄本（記載内容は上記と同様とする。）が添付されたもの。）及び規則第 211 条の 3 第 5 号の誓約書を提出するよう求めるものとする。</p> <p>ただし常務に従事する取締役又は監査役の変更については、規則第 211 条の 55 第 1 項に規定する役員選退任届が提出される際に、同条第 2 項に規定する参考資料として履歴書（住民票の抄本（記載内容は上記と同様とする。）が添付されたもの。）及び誓約書の提出を求めることとし、就任後に提出される登録事項変更届出書には履歴書及び誓約書の添付を求めないこととする。</p> <p><u>なお、上記で提出を求めるものが、旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書類を提出させることとする。</u></p>

少額短期保険業者向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p>Ⅲ-2-4 少額短期保険募集人の登録事務</p> <p>少額短期保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p> <p>(1) 登録申請書等の受理及び確認</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 登録申請書の添付書類</p> <p>登録申請書の添付書類については、法第 277 条第 2 項各号及び規則第 214 条第 1 項各号に規定する書類が添付されているか。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ. 規則第 214 条第 1 項第 2 号に規定する「これらに代わる書類」とは、商業登記簿謄本・抄本等をいう。</p> <p>(注 1) 定款等は、少額短期保険業者が引き受ける保険の募集に係る業務を営むことができる旨の記載があるものでなければならない。</p> <p>(注 2) 定款等は原本と相違ない旨の記載があればその写で差し支えない。</p> <p>(新設)</p> <p>カ. 規則第 214 条第 1 項第 3 号イに規定する「これに代わる書類」とは次の書類をいい、ロに規定する「これらに代わる書類」とは、商業登記簿謄本・抄本等をい</p>	<p>Ⅲ-2-4 少額短期保険募集人の登録事務</p> <p>少額短期保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p> <p>(1) 登録申請書等の受理及び確認</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 登録申請書の添付書類</p> <p>登録申請書の添付書類については、法第 277 条第 2 項各号及び規則第 214 条第 1 項各号に規定する書類が添付されているか。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ. 規則第 214 条第 1 項第 2 号に規定する「これらに代わる書類」とは、商業登記簿謄本・抄本等をいう。</p> <p>(注 1) 定款等は、少額短期保険業者が引き受ける保険の募集に係る業務を営むことができる旨の記載があるものでなければならない。</p> <p>(注 2) 定款等は原本と相違ない旨の記載があればその写で差し支えない。</p> <p><u>(注 3) 登録申請書の代表者の氏名に旧氏及び名を括弧書きで併せて記載する場合は、規則第 214 条第 1 項第 4 号に規定する「当該旧氏及び名を証する書類」を添付するものとする（登録申請を別途行っている代表者を除く）。</u></p> <p>カ. 規則第 214 条第 1 項第 3 号イに規定する「これに代わる書類」とは次の書類をいい、ロに規定する「これらに代わる書類」とは、商業登記簿謄本・抄本等をいう。</p>

少額短期保険業者向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p>う。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 有効期限内の次の書類の写し            運転免許証、健康保険証、福祉手帳（精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳等）、年金手帳、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード、在留カード又は特別永住者証明書            (注) 定款等は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない。</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(10) (略)</p>	<p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 有効期限内の次の書類の写し            運転免許証、健康保険証、福祉手帳（精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳等）、年金手帳、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード、在留カード又は特別永住者証明書、<u>マイナンバーカード</u>            (注) 定款等は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない。</p> <p>キ. <u>規則第 214 条第 1 項第 4 号に規定する「当該旧氏及び名を証する書類」とは戸籍謄本、抄本等をいう。</u></p> <p>(2)～(10) (略)</p>

少額短期保険業者向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編）改正文（案）

第一条 次に掲げる様式中「印」を削る。

- 一 少額短期保険業者等関係 別紙様式Ⅰ-1、Ⅰ-3、Ⅰ-4からⅠ-17まで、Ⅰ-19からⅠ-36まで及びⅠ-37からⅠ-41まで
- 二 商品審査等関係 別紙様式Ⅱ-1-1からⅡ-2-4まで
- 三 主要株主関係 別紙様式Ⅲ-1からⅢ-9まで
- 四 持株会社等関係 別紙様式Ⅳ-1からⅣ-4まで、Ⅳ-6からⅣ-27まで及びⅣ-28からⅣ-31まで
- 五 募集人等関係 別紙様式Ⅴ-1
- 六 特定保険業者等関係 別紙様式Ⅵ-11からⅥ-13まで

第二条 次に掲げる様式中「代表者名 印」を「代表者名」に改める。

- 一 少額短期保険業者等関係 別紙様式Ⅰ-2
- 二 持株会社等関係 別紙様式Ⅳ-5及びⅣ-5-2

第三条 次に掲げる様式中「氏名（自署捺印） 印」を「氏名」に改める。

- 一 少額短期保険業者等関係 別紙様式Ⅰ-42
- 二 主要株主関係 別紙様式Ⅲ-10

第四条 次に掲げる様式中「社印」及び「印」を削る。

- 一 特定保険業者等関係 別紙様式Ⅵ-1からⅥ-10まで及びⅥ-14からⅥ-17まで